BGタイムズ
2022年
9月22日号
発行元 一般社団法人 日本刑事技術協会
東京都中央区日本橋3-6-2 日本橋フロント1階
法人会の福利厚生制度 50th
「会員企業を守りたい」それが法人会の福利厚生制度です

道路交通法4月改正!

飲酒運転の撲滅に最大限の努力を

2022年4月より、道路交通法施行規則の改正により安全運転管理者にアルコールチェックおよびその結果の記録などが義務化される。過去の交通事故などを鑑み、飲酒運転を根絶するための取組だ。しかし一方で、安全運転管理者にとっては負担増の法改正。スムーズに導入するためにできることとは。

飲酒運転による交通事故と刑法・道路交通法改正の変遷

福岡市飲酒運転事故
2006年8月
飲酒運転の乗用車が乗用車に追突、車は博多湾に転落。この事故以来飲酒運転は社会問題化。この事故以降、飲酒運転についての議論が進み、刑法に自動車運転過失致死傷罪を新設。

東名高速飲酒運転事故
1999年11月
飲酒運転のトラックが普通乗用車に衝突、乗用車は大破炎上。危険運転致死傷罪が成立。

千葉県八街市飲酒運転事故
2021年6月
飲酒運転のトラックが居眠り状態で下校途中の小学生の列に突っ込む。「白ナンバー事業者の飲酒検査義務化」の契機となる。

2022年4月1日
道路交通法施行規則改正「白ナンバー事業者の飲酒検査義務化」へ

安全運転管理者に追加される業務

2022年4月1日から
- ☑運転前後の運転者の状態を目視等で確認することにより、運転手の酒気帯びの有無を確認すること。
- ☑酒気帯びの有無について記録し、記録を1年間保存すること。

2022年10月1日から追加
- ☑運転者の酒気帯びの有無の確認を、アルコール検知器※を用いて行うこと
  ※呼気中のアルコールを検知し、その有無またはその濃度を警告音、警告灯、数値等により示す機能を有する機器
- ☑アルコール検知器を常時有効に保持すること

アルコール検知器を用いての実施義務化については延期されました。
「酒気帯び有無の確認」は引き続き必要となります。

一般の中小事業者にも酒気帯び確認が義務化

法改正のポイントは、事業所内の安全運転管理者による法定点検やドライバーのアルコールチェックなどが義務付けられていた。しかしそれでも、飲酒運転による事故が後を絶たない。2021年6月、千葉県八街市で、業務中にパーキングエリアで飲酒をした運転手が居眠り運転をして下校途中の小学生の列に突っ込み、死傷事件を引き起こしたことは記憶に新しい。悲劇を繰り返さぬよう、今回の法改正ではアルコールチェックの義務化が白ナンバーの車両にまで拡大されることとなった。

白ナンバーの車両を保持する安全運転管理者に新たに課せられる義務は次の通り。4月1日には「運転前後の運転者の状態を目視等で確認すること」と「酒気帯びの有無について記録し、記録を1年間保存すること」。10月1日から課される予定だった、ドライバーの酒気帯びの有無についてアルコール検知器を用いて確認し、かつ検知器を常時有効に保持するという義務。検知器の製造及び供給が追い付かず、事業者全体に行き渡らない事態となり、当面のところ延期となった。改めて義務化の時期は、検知器の供給状況を鑑みつつという状況だ。

とはいえ、4月1日に制定されたアルコールチェックの義務は適用されているため事業者の負担増は変わらない。そのうえ、アルコール検知器による確認義務がいつ適用になってもいいように、入手する手はずは整えておく必要もある。もしすでにアルコール検知器を入手している場合は、利用していくことがより安心安全な運転につながるため、積極的に使っていくことが推奨される。

点呼義務は必須 最大限の事故防止に日々の努力を

今回の法改正により、酒気帯び確認の重要性が改めて認識されている。しかし元来、安全運転管理者は乗務前及び乗務を終了した運転者に対し、対面で点呼の必要がある。点呼とは、運転者は健康か、普段通りの運転ができそうか、車両に異常がないかなど運転前後に確認し、安全を確保すること。これらは安全運転管理者の義務として定められている。この義務を遂行し、注意すべきポイントを目視で確認することが、最大限事故の防止につながるため、アルコール検知器入手済みの事業者も、日々確認を怠らないことが重要である。

未対応の企業も多く認知及び対応が急務

白ナンバー事業者の多くは地域の中小企業で、そのうち安全運転管理者を設置しているのは34万事業所。AIG損保が2月に行った調査では（中小企業のオーナーと車両管理担当者、1030サンプル）、5台以上の業務用車両ありの企業において、安全運転管理者未設置の企業の割合は全体の2―3割以上あると見られ、まだ改善の余地が大きい。

また、アルコールチェックの義務化については、調査対象者のうち認知しているのは91％であるものの、対応済みは26％と少なく、ほとんどの企業が対応できていないといった現状であり、まだまだ認知及び対応を進める必要がある。

車両管理の運用実態は、任意保険に加入しているのは70％、車両管理台帳・運転日報を運用しているのはいずれも約50％だが、酒気帯び確認の定期的な実施は実施率が23％程度とまだまだ低い。事故に備えた任意保険に入ることは70％と広く周知されているが、社内で体制を整備する必要のあることに関しては実施率が低いことが伺える。

車両管理台帳・運転日報の現在の運用方法は、5～6割の企業が紙で管理を行っており、電子化が進んでいない実態が明らかになった。1年間の保管義務や、業務効率化、そしてSDGs（持続可能な開発目標）の観点からも、電子化の可能性を検討していきたいところだ。

アルコールチェック義務化の認知・対応
（中小企業のオーナーと車両管理者、N＝1030）

26	31	20	13	9
認知あり 対応済み	認知あり 対応途中	認知あり 対応検討中	認知あり 未対応	認知なし

懸念事項は手間とコスト

道路交通法施行規則改正への対応の懸念として、約3割の企業があげた一番多い回答が「車両管理台帳や運転日報の時間・手間がかかる」。次いで「酒気帯び確認の手間がかかる」、3番目は「車両・運転者管理システムを導入したいがコストがかかる」という結果に。コロナ禍などにより勤務状況も多種多様になってきた今、社内で運用の体制が整っていないこと、そして新たにかかる手間やコストへの不安が大きく浮かび上がっている。

その不安を払拭するソリューションである「日報&アルコールチェック記録アプリ」のサービスを紹介してくれるのがAIG損保。社用車の運転日報記録と、酒気帯び確認の実施記録がアプリで管理できる。負担増に不安を抱える中小企業にとっては役に立ち、不安をやわらげるサービスだ。こういったサービスをうまく利用し、最小限の手間とコストで時代に合った安全な運転環境を実現したい。

外資系損保会社では支援アプリを紹介

中小企業でも対策が急務

今回の道路交通法施行規則の改正により、各事業者の安全運転管理者には「酒気帯びの有無の確認」と「確認結果の1年間の保存」が義務化される。人手の少ない中小企業が、ましてや運送事業者以外の企業が、紙の帳票を用いて日々の運行記録管理を行うことには限界があると、指摘されている。

法人会会員向け優待サービス

この状況へのサポートとして、外資系損害保険会社であるAIG損保では、今回の道路交通法改正に合わせて運行管理記録ができる「日報&アルコールチェック記録アプリ」の紹介サービスを開始。同社の法人向け自動車保険の契約者向けサービスとなるが、特に全国で70万社以上の法人会員を持つ「法人会」の会員が、「法人会の自動車保険」（ビジネスガードオート）に加入している場合には、同記録アプリを無料で利用可能（その他は一部を除いて有料での紹介）。あわせて、アプリ導入企業には法改正に対応した管理者向けマニュアルとして、「安全運転管理者用ハンドブック」の提供も無償で受けることができる。前述のAIG損保の調査によれば、5割から6割の事業者が車両管理台帳や運転日報などの帳票を紙で管理しているのが実態。

今回の法改正により、その業務負荷は中小企業にも重くのしかかる。地域社会に根を張り営業する中小企業にとって、安全な運転の徹底と効率的な管理体制の両立を図ることが急務となる。

アプリの特徴
- 紙で管理している運転日報をデジタル化し、業務効率に貢献
- 「酒気帯び確認の実施記録の保存」を含めた運用面の対応可能
- 安全運転管理者とドライバーの社用車管理業務を軽減できる

飲酒運転を繰り返す運転手と問われる会社責任

元刑事・社会保険労務士の視点

「少ししか飲んでいないから」「見つからないと思ったから」等々、警察の飲酒検問で検挙された運転手の多くが、身勝手で自己本位な理屈を並べ立てる。

これらの言い分から分かることは、飲酒運転の違反者の特徴として故意犯であるという点である。お酒を飲んだことを認識していながら、法を破り意図的にやった行為である。「ばれないと思った」等の動機は悪質であり、厳しく処罰されるのは当然である。

しかし、道路交通法では運転手本人だけでなく、酒気を帯びた状態で運転するおそれがある者に対し車両を提供した者も処罰の対象としている。

したがって、酒気を帯びた状態の従業員に対し社用車を使用させた場合、会社（社長等）にも責任が問われる場合がある。

一度事故を起こせば企業の信頼は失われる。アルコールチェックは事故防止だけでなく会社と従業員を守るためにも必要不可欠な投資であろう。

特定社会保険労務士
元刑事／一般社団法人日本刑事技術協会登録講師
惠島美王子

これが法人会福利厚生制度の Business Guard
しんこっちょう
真骨頂
50代からの骨折リスクを手厚く補償!
AIG損害保険株式会社
〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20 神谷町MTビル
03-6848-8500　午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く）
22-073030